

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

熊谷市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧妻沼町地域

(1) 現況

本地域は、市の北部、利根川流域の妻沼低地に位置している。地域の北部は畑地帯で本市の野菜生産の主産地であり、南部は概ね水田地帯で水田の高度利用が図られている。肥沃な土地に恵まれ、高品質な農産物を生産している本地域は、今後もその生産性を維持・向上することが求められる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することで生産性の高い農業の基礎をつくり、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧熊谷市地域

(1) 現況

本地域は、市の中央部、荒川左岸流域及び右岸流域の一部の熊谷低地に位置している。地域の北部及び西南部並びに荒川右岸部は水田地帯で農地の基盤整備が概ね完了している。市中央部の市街化区域の周りは田畑混在地帯で農地の基盤整備は未整備地区が大半を占めている。今後、本地域では基盤整備完了地区はその生産性の維持・向上、基盤整備未整備地区でも効率的な農業生産の効率化を図ることが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することで効率的な農業生産の基礎をつくり、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧江南町地域

(1) 現況

本地域は、市の南西部に位置し、地域の北部は荒川右岸流域の熊谷低地にある平坦な水田地帯であり、南部は比企丘陵北部にある台地と丘陵地の谷津田と畑地の混在地帯のため池が数多く分布している。また、従来より豊かな森林が残されており、数少ないホタルの生息地が残されている。本地域では効率的な農業生産の推進が求

められる一方、地域の豊かな自然を保護するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより生物多様性を保全することに併せて、同項第1号に掲げる事業を推進することで効率的な農業の基礎をつくり、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧大里町地域

(1) 現況

本地域は、市の南東部、荒川右岸流域の熊谷低地に位置している水田地帯である。二毛作による米麦の栽培が中心であり、農地の高度利用の推進が求められる。

また、近年は有機農法を取り入れた営農が開始され、環境に配慮した農業生産への機運が高まりつつある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することで農地の高度利用のための基礎をつくり、多面的機能の発揮の促進を図ると共に、同項第3号に掲げる事業により、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を推進することとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧妻沼町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	旧熊谷市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	旧江南町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	旧大里町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

設定しない。